TAX NEWS

―事業用の自動車の売却と課税について―

今回は、事業を営む法人または個人が、事業用として所有する自動車を売却した時の課税関係について解説したいと思います。

事業用として自動車を購入した時は、減価償却資産として購入価格を税法で定められた耐用年数にわたって経費計上します。それに伴い、事業に供している期間中の帳簿上の価値（簿価）は毎年下がっていきます。

法人が事業用自動車を売却した場合には売却時の簿価と売却価格を比較します。売却の時期や金額によっては、税金が発生するケースがありますので注意が必要です。

・簿価 120 万円の自動車を 180 万円で売却した場合は、差額の 60 万円が**固定資産売却益**として利益に計上され、この固定資産売却益に法人税が課税されます。

・簿価 80 万円の自動車を 30 万円で売却した場合は、差額の 50 万円が**固定資産売却損**として損失に計上され、法人税が少なくなります。

一方、個人が事業用自動車を売却した場合は、本業である事業所得として計算するのではなく、『譲渡所得』に区分され、事業所得や給与所得等の他の所得を合わせた、総合課税として所得税及び復興特別所得税が課税されます。

総合課税の譲渡所得は、所有期間が 5 年超である長期譲渡所得と 5 年以内の短期譲渡所得に分かれ、次のように計算されます。

【計算式】　譲渡所得　＝　売却価格　－（　簿　価　＋　譲渡費用　）－　特別控除 50 万

※長期譲渡所得の金額は上記の計算式で算出した 2 分の 1 が課税対象となります。

※譲渡所得が 50 万円以下の場合、特別控除額はその金額までしか控除できません。

上記の例を参考に譲渡所得を計算すると次のようになります。

簿価 120 万円の自動車を 180 万円で売却した場合　※便宜上、譲渡費用は 0 とする

売却価格　180 万円　－（　簿　価　120 万円　＋　譲渡費用　0　）－　50 万円　＝　10 万円

※所有期間 5 年超の場合は、10 万円の 2 分の 1 である 5 万円が課税対象となります。

簿価 80 万円の自動車を 30 万円で売却した場合　※便宜上、譲渡費用は 0 とする

売却価格　30 万円　－（　簿　価　80 万円　＋　譲渡費用　0　）－　~~50 万円~~　＝　－50 万円

※譲渡損失となった時の特別控除はありませんが、事業所得や給与所得等から損失額を差し引いて計算することになります。

最後に、事業用自動車を売却した場合に気をつけなければいけないのが、1 年間の課税売上が 1,000 万円以下で消費税免税事業者となっている法人、個人です。消費税法上、自動車の売却価格も課税売上となりますので、合計して 1,000 万円を超えると翌々期に消費税課税事業者となります。

ご質問等ございましたら、お気軽に弊社担当者までお問い合わせください。

（文責　井上光義）